

消防予第 258 号
平成 30 年 3 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への
水平避難訓練マニュアルについて

社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制については、「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」(平成元年3月31日消防予第36号。以下「36号通知」という。)により、各防火対象物に対する指導を行っていただいているところです。また、特に小規模社会福祉施設等にあつては、全国消防長会がとりまとめた「小規模社会福祉施設等における避難訓練等指導マニュアル」(平成21年10月27日全消発第338号)を参考として、避難訓練等の指導を行っていただいているものと考えます。

平成25年10月に発生した福岡市有床診療所火災を受け開催された「有床診療所・病院火災対策検討部会」では、「有床診療所及び病院において、火災発生時の初期対応は職員が行うこととなるが、限られた人員及び時間の中で、初期消火、消防機関への通報、入所者等の避難誘導などを行うためには、日頃の消防訓練が重要」であり、「特に夜間において職員が1名となる可能性のある有床診療所及び病院については「有床診療所等における火災時の対応指針」等を活用し、より実践的な訓練を行うことが重要」であるとの指摘がなされました。また、同検討部会においてとりまとめられた参考資料1の「有床診療所等における火災時の対応指針」では、火災時の対応において、自力避難困難な者の避難に時間を要する場合には、バルコニー等の一時的な避難場所(バルコニー等が確保できない場合は火災室以外の居室)へ水平的に避難させることとされました。

一方で、特に小規模な社会福祉施設や有床診療所等の医療施設では、防火区画の形成やバルコニー等の設置がなされておらず、一時的な避難場所

を確保することが困難な場合が想定されるところです。火災室以外の居室を一時的な避難場所とする場合には、その安全性の確保が必要となることから、消防庁では、有識者等により構成する「水平避難有効性検証タスクフォース」を設置し、自力避難困難な者が利用する小規模な施設において、「火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所」（以下「一時待避場所」という。）の具体的な要件等や一時待避場所への水平避難による訓練方法について検討を行いました。

今般、当該検討結果を踏まえ、自力避難困難な者が利用する施設の関係者が一時待避場所を活用した水平避難による訓練を行う際の方法等について、別添のとおり、「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」（以下「水平避難訓練マニュアル」という。）を作成しましたので送付いたします。

つきましては、消防本部における自力避難困難な者が利用する施設の関係者への訓練指導等の機会に、水平避難訓練マニュアルの活用について周知していただくとともに、下記に留意の上、当該マニュアルに基づく訓練の実施にあたっての必要な助言等を行い、自力避難困難な者が利用する施設における効果的な訓練の実施を推進していただきますようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、この旨周知いただきますようお願いいたします。

記

1 水平避難訓練マニュアルの活用にあたっての考え方

- (1) 水平避難訓練マニュアルは、自力避難困難な者が利用する施設のうち、「避難上有効なバルコニー等又は防火区画が設置されていないもの」において、夜間等に火災が発生した際に、利用者等に比べて少ない職員等で当該利用者等の安全確保を図るために、一時待避場所への水平避難による実践的な訓練の方法を示したものであること。

なお、36号通知の別添1「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアル」（以下「36号通知マニュアル」という。）により防火区画（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第112条に規定する防火区画をいう。）を活用して、出火区画及び隣接区画以外の区画へ避難すること等を想定した防火管理体制の整備が可能な防火対象物にあつては、36号通知マニュアルによる訓練の実施を指導

されたいこと。

- (2) 水平避難訓練マニュアルは、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(6)項イ又はロに掲げる防火対象物を対象としているところであるが、これらの用途以外の防火対象物であっても、当該マニュアル中、2のアからオまでのすべてに該当し、かつ、屋外の地上への避難を前提とした防火管理体制の整備が難しいと認められるものについては、消防本部の判断により、当該マニュアルに基づき訓練の実施を指導することとして差し支えないこと。
- (3) 火災時の避難における最終避難場所は「屋外の地上」とするのが基本であり、水平避難訓練マニュアルを活用した一時待避場所への水平避難を行う場合、当該一時待避場所への水平避難により一時待避を行った後は、原則どおり、屋外の地上への避難を行うものであることから、各防火対象物への指導に際しては、当該防火対象物の関係者が、一時待避場所が最終避難場所になるとの誤解を生じることのないよう配意されたいこと。なお、水平避難訓練マニュアルを活用した避難方法と従来の避難方法との違いは、参考資料2を参照されたいこと。
- (4) 水平避難訓練マニュアル中、4の(1)コ(イ)では、「一時待避場所から階段室等を通じて安全に屋外の地上まで避難させることが可能な場合、一時待避場所への移動が完了した後、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な者を一時待避場所から屋外の地上まで順次避難させる」ことを基本としているが、消防隊の到着時に当該避難が完了していない場合も考えられることから、消防隊の到着に遅れが生じることが無いよう、確実かつ迅速な通報を確保するため、当該マニュアル中、2のエにおいて、「自動火災報知設備の感知器の作動と連動して消防機関へ通報されるものであること」としているものである。
また、当該マニュアル中、3の(1)エにおいて、一時待避場所には、消防機関への連絡手段として電話等の設置を求めるとともに、マニュアル中、4の(1)コ(ア)において、一時待避場所への移動後は、消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について、電話等により連絡することとしているものである。
このことを踏まえ、一時待避場所の位置等について相談を受けた際や訓練の実施方法等に係る各防火対象物への指導に際しては、一時待避場所へ移動後の消防機関への連絡について特に留意し、必要な助言等を行われたいこと。

- 2 水平避難訓練マニュアルの対象要件とする「3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存しないこと」について
- (1) 水平避難訓練マニュアル中、2のオにおいて、対象要件の一つとする「地階又は3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存しないこと」については、当該マニュアルに基づく訓練を実施する施設で火災が発生した際に救助活動を行うこととなる先着の消防隊の装備等や、当該施設の構造、活動空地などの状況に応じ、消防本部の判断により、「3階以上」は「4階以上」と読み替えて差し支えないこと。
- (2) 消防本部において、「3階以上」を「4階以上」と読み替えて運用する場合は、訓練指導等の機会に、自力避難困難な者が利用する施設の関係者に、その旨の説明と併せて、具体的な訓練の実施方法等（一時待避場所から消防機関への連絡を含む。以下同じ。）について助言を行われたいこと。
- 3 「消防署所からの距離が概ね6kmを超える施設」の一時待避場所の設定について
- (1) 水平避難訓練マニュアルに基づく訓練の方法は、消防隊が20分以内に施設に設定した一時待避場所に到着することを想定し、当該マニュアル中、3(1)オ※2において、「消防署所からの距離が概ね6kmを超える施設の一時待避場所は、屋外のバルコニー等に直接接続された場所とすること」としているものであるが、消防本部の出動体制及び地域の実情に応じ、消防本部の判断により、これと異なる設定条件とすることとして差し支えないこと。
- (2) 消防本部において、「消防署所からの距離が概ね6kmを超える施設の一時待避場所は、屋外のバルコニー等に直接接続された場所とすること」と異なる設定条件を運用する場合は、訓練指導等の機会に、自力避難困難な者が利用する施設の関係者に、当該異なる設定条件（具体的な消防署所からの距離等）を説明し、訓練の実施方法等について助言を行われたいこと。

消防庁予防課 企画調整・制度・防災管理係
千葉違反処理対策官、桐原係長、木村総務事務官
電話：03-5253-7523 FAX：03-5253-7533
電子メール：k2.kimura@soumu.go.jp

自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平 避難訓練マニュアル

1 目的

本マニュアルは、自力避難困難な者が利用する施設のうち、避難上有効なバルコニー等[※]又は防火区画が設置されていないものにおいて、夜間等に火災が発生した際に、利用者等に比べて少ない職員等で当該利用者等の安全確保を図るために、火災時に一時的に待避することが可能な屋内の場所（以下「一時待避場所」という。）への水平避難による実践的な訓練の方法を示すことを目的とする。

※ 本マニュアルにおいて、「避難上有効なバルコニー等」とは、避難方法、バルコニー等（バルコニー、ベランダ等の直接外気に流通する場所をいう。以下同じ。）に面する居室の開口部、バルコニー等の構造等の状況からみて、当該バルコニー等を利用しての避難が可能であるものをいう。

2 対象

本マニュアルの対象は、消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）別表第 1（6）項イ又はロに掲げる防火対象物のうち、自力避難困難な者が利用する施設で、次のすべてに該当するものとする。

- ア 避難上有効なバルコニー等又は防火区画が設置されていないもの。
- イ 主要構造部が準耐火構造（耐火構造を含む。）であるもの。
- ウ スプリンクラー設備、特定施設水道連結型スプリンクラー設備又はパッケージ型自動消火設備が技術上の基準に従い設置されていること。
- エ 自動火災報知設備（特定小規模施設用自動火災報知設備を含む。以下同じ。）及び消防機関へ通報する火災報知設備（以下「火災通報装置」という。）が技術上の基準に従い設置され、かつ、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して消防機関へ通報（以下「自動通報」という。）されるものであること。
- オ 地階又は 3 階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存しないこと。

3 事前検討

本マニュアルに基づく訓練の実施に当たっては、施設関係者において次の（1）及び（2）により一時待避場所及び待避完了までの目標時間を設定するとともに、（3）により図上訓練を行い、その結果を踏まえ、一時待避場所の

位置、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等について、事前検討を行う。

(1) 一時待避場所の設定

一時待避場所は、次に掲げる事項を考慮し、居室や階段ホール等に設定する。

なお、一時待避場所の設定又は変更に際しては、消防機関による訓練指導等の機会を捉え、一時待避場所の位置等について消防機関に相談する。

ア 一時待避場所と廊下との間には、戸（吊り戸及び木製戸を含む。以下同じ。）が設置されていること。

イ 上記アの戸にガラリ等の換気用の開口部が設けられている場合にあっては、ガラリ等の上端の位置が戸の高さの3分の1以下であること。

ウ 煙に対する一時待避場所の安全性の向上のため、上記アの戸の隙間には、ゴムを貼付することが望ましいこと（別紙1参照）。

エ 消防機関により一時待避場所から屋外の地上までの救助活動が円滑に行われるよう、一時待避場所には、消防機関との連絡手段として電話等が設置されていること。

なお、避難誘導を行う職員等が常に携帯電話を携帯している場合は、この限りでない。

オ 居室を一時待避場所として設定する場合は、当該一時待避場所の室内環境を良好な状態に保つとともに、消防機関による円滑な救助活動が確保されるよう、外気に開放することができる開口部（幅及び高さがそれぞれ50cm以上で、かつ、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第5条の2第2項各号に適合するもの）が設けられていること。

なお、消防機関による救助活動の容易さを考慮し、一時待避場所は、階段若しくは屋外のバルコニー等に直接接続され、又は救助活動上有効な開口部として、直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部で、かつ、規則第5条の2第2項各号に適合するものが設けられていることが望ましいこと。

また、階段ホール等を一時待避場所として設定する場合にあっても、室内環境を良好な状態に保つとともに、消防機関による円滑な救助活動が確保されるよう、外気に開放することができる開口部（幅及び高さがそれぞれ50cm以上で、かつ、規則第5条の2第2項各号に適合するもの）が設けられていることが望ましいこと。

※1 消防機関による救助活動が難しいと認められる場合は、消防機関に相談の上、別の場所を検討する。

※2 消防署所からの距離が概ね6 km を超える施設の一時待避場所は、屋外のバルコニー等に直接接続された場所とする。

カ 一時待避場所への水平移動に係る活動時間を十分確保するため、一時待避場所に接続する廊下には、外気に開放することができる開口部（1 m×1 m以上）が設けられていることが望ましいこと。

キ 一時待避場所への水平移動に係る活動時間を十分確保するため、火災室となることが想定される全ての居室と廊下との間に、戸が設置されていること。

ク 居室に一時待避場所を設定する場合は、当該居室が火災室となることを想定し、二方向避難が確保できるよう、同一階に2箇所の一時的待避場所を設定すること。

ケ 一時待避場所は、当該場所への一時待避が想定される利用者等の人数、状態等に適した床面積を有すること。

なお、一時待避場所に必要となる具体的な床面積については、本マニュアルに基づく訓練等を踏まえて、施設実態に応じて検討すること。

(2) 待避完了までの目標時間の設定

一時待避場所への水平移動に係る目標時間は下表のとおりとする。

火災室の条件 行動	自動火災報知設備の発報から行動完了までの目標時間※1		
	熱感知器 (各居室)	煙感知器（各居室）※2	
		居室にソファ等を 置いている場合	居室にソファ等を 置いていない場合
火災室の戸の 閉鎖完了	1分	2分	3分
廊下の開口部の 開放完了	3分	4分	5分
一時待避場所 への水平移動 完了	9分	10分	11分

※1 寝具、布張り家具の防災性能が確保されている場合は+1分とする。

※2 出火室となることが想定される全ての居室に煙感知器を設置している場合、火災の早期覚知が可能になることから、目標時間を延長する。

なお、居室に布張り又はポリエチレン製のソファ等を置いている場合は、火煙により危険な状態となりやすいことを考慮し、ソファ等の有無により目標時間を異なる値としている。

(3) 図上訓練等の実施

ア 想定する出火時刻や火災室等は、実際の建物の構造や利用状況、職員

等の配置状況等を踏まえ、最も避難に時間を要すると想定される条件で設定する。

- イ 火災発生時に水平避難を行う一時待避場所の位置、各職員の役割、避難経路、避難介助の方法等を確認するため、実働訓練に先立って、建物の平面図等を用いた図上訓練を行う。
- ウ 施設に設置されている消防用設備等の取扱い方法等について確認する。

4 火災発生時の初動対応

(1) 火災発生時の基本的な行動

火災発生時に職員等がとるべき対応は、おおむね次のとおりとし、個々の施設の実態に応じたものとなるよう、3(3)の図上訓練を通じ、具体的な内容を検討する。

ア 火災の覚知

自動火災報知設備の鳴動後、直ちに火災の発生場所を確認する。その際、受信機又は副受信機（以下「受信機等」という。）がある場合は、火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合してから、発報場所の確認を行うこと。

※ 出火点の位置を決め、最も近い場所に設置されている自動火災報知設備の感知器が発報したことを想定して自動火災報知設備の鳴動の合図を行うことや、受信機等がある場合は、鳴動の合図と同時に当該受信機等に感知器が発報した旨の模擬の表示等を行うことで職員等が火災を覚知することとする。鳴動の合図により、訓練開始（行動開始）とする。

なお、仮眠状態で待機することとしている場合は、発報後15秒経過した時点をもって訓練開始（行動開始）とする。

イ 消防機関への通報

(ア) 消防機関への通報は、自動通報のため対応しない。

(イ) 消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも避難誘導を優先する。ただし、火災の事実がないことが確認できた場合や、他の職員又は協力者等が参集してきた場合等には可能な範囲で火災通報装置における消防機関からの呼び返しに対応する。

ウ 現場の確認

自動火災報知設備が発報した場所に、消火器を携行して駆けつけ、火災現場の状況を確認する。

火災を確認した場合は、「火事だー！」と2回叫ぶ。

※ その際、近傍に火災通報装置が設置されていれば、当該火災通報装置の手動起動装置を押すよう指導するものとするが、近くに火災通報装置が設置されていない場合は、自動通報によるものとする。

火災の事実がないことが確認できた場合は、すぐに消防機関に通報する。

エ 火災室からの退避等

大声で付近の利用者等に火災である旨、避難すべき旨を知らせるとともに、火災室から利用者等を退避させる。

(ア) 火災室の利用者等が自力避難困難な場合は、当該利用者等を部屋の外まで一時的に退避させる。

(イ) 火災室の利用者等が自力避難可能な場合は、当該利用者等に「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等により、自力で屋外の地上まで避難させる。

オ 初期消火

携行した消火器により初期消火を行う。

※ 放出のための動作を行った上で、放出体勢をとり、15 秒間維持する。

カ 火災室の戸の閉鎖

火災室からの退避及び初期消火終了後、直ちに火災室の戸を閉鎖する。

キ 廊下の開口部の開放

一時待避場所への水平移動に係る活動時間を十分確保するため、廊下の開口部を開放する。

※ 廊下に開口部が設けられていない場合は、廊下に面する 1 以上の居室（火災室以外の居室）に設けられた開口部（直径 1 m 以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ 75cm 以上及び 120cm 以上の開口部。）及び当該居室と廊下との間の戸を開放する。

ク 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な者の避難誘導

(ア) 火災室から一時的に退避させた自力避難困難な者を一時待避場所へ水平的に避難させる。

※ 自力避難困難な者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害等種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。)) に応じ、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用す

る、背負って避難させる、シート等を利用する、両腕を引っ張る、後ろ襟を引っ張る等により、実効性のある方法で柔軟に避難介助を行う。

- (イ) 車椅子やストレッチャー等を使用する場合は、一時待避場所等において、車椅子等が渋滞し、避難の支障となること等がないよう避難誘導を行う。
- (ウ) 一時待避場所に面して屋外のバルコニー等が設置されている場合は、当該バルコニー等への出入口を解錠する。

ケ 火災室以外の利用者等の避難誘導

- (ア) 火災室以外の利用者等は、次の a 又は b により避難させる。その際、いずれの利用者等も、火災室を通過せず避難させる。
 - ※ 当該火災室を通過せざるを得ない時は、一定時間内は安全を確認した上で通過できるものとする。訓練の練度に応じて、時間はできる限り短くしていくものとする。
 - a 火災室以外の利用者等が自力避難困難な場合は、当該利用者等を一時待避場所へ水平的に避難させる（避難介助の具体的な方法はク(ア)に同じ。）。
 - b 火災室以外の利用者等が自力避難可能な場合は、エからキまでの行動の合間に職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等により、自力で屋外の地上まで避難させる。
- (イ) 避難の際に、火災室以外の居室等の戸（上記キ※を除く。）や防火戸（設置されている場合に限る。）は可能な限り閉鎖する。その際、近傍に排煙設備又は排煙上有効な窓等がある場合は、これを作動させ、又は開放する。
 - ※ 避難が完了している居室は、避難が完了している旨の表示等（戸にテープを貼る等）をすることが望ましい。
- (ウ) 一時待避場所へ移動した際、当該一時待避場所に開口部が設けられている場合は、当該場所の開口部を外気に開放する。
 - ※ 風向き等の状況により、当該開口部の開放で室内環境が悪化するときは、一旦開口部を閉鎖し、(エ)を行った上で再度開放する。
- (エ) 当該階の立ち入ることができるすべての部分（施錠等により立ち入ることができない措置を講じている部分は除く。）を確認し、最後に出火階の利用者等が全員、屋外の地上又は一時待避場所へ避難したことを確認する。また、アルミテープ等により戸と廊下と

の間の隙間を塞ぐ（別紙2参照）。

(オ) 出火階（火災室が存する階）の利用者等の避難誘導を優先することとし、その後、可能な範囲で出火階以外の階の利用者等の避難誘導を行う。

※ 階段等の出火階以外の階への煙等の伝搬経路となり得る場所に戸等が設置されている場合は、当該戸等を閉鎖する。

コ 一時待避場所からの避難誘導等

(ア) 可能な範囲で、消防機関に一時待避場所の位置、出火場所、避難の状況等について、電話等により連絡をする。

(イ) 一時待避場所から階段室等を通じて安全に屋外の地上まで避難させることが可能な場合は、一時待避場所への移動が完了した後、消防隊が到着するまでの間、自力避難困難な者を一時待避場所から屋外の地上まで順次避難させる。

なお、エレベータは使用できないものとするが、階段昇降機は、施設の状況等により使用することができるものとする。

サ 近隣協力者等への連絡（近隣協力者等に自動火災報知設備等の作動により自動的に連絡が行われる場合に限る。）

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から施設に駆けつけ、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行う。

シ 消防隊への情報提供

近隣協力者等と連携し、避難状況（一時待避場所への避難者数、屋外の地上までの避難者数等）を把握し、駆けつけた消防隊に対して、出火場所、避難状況、危険物の有無等の情報提供を行う。

(2) 水平避難を行う場合の対応行動に係る留意事項

一時待避場所を活用した避難に際しては、特に、次に掲げる事項に留意し、行動する。

ア 避難経路や消防隊の救助活動場所となる廊下において煙層の降下やCO₂濃度が抑制できるよう、火災室から退避し、初期消火を行った後は、直ちに火災室の戸を閉鎖すること。

イ 避難経路や消防隊の救助活動場所となる廊下において煙層の降下やCO₂濃度が抑制できるよう、廊下の外気に面する開口部を開放すること。ただし、廊下に開口部が設けられていない場合は、廊下に面する1以上の居室（火災室以外の居室）に設けられた開口部（直径1m以上の円が内接することができる開口部又はその幅及び高さがそれぞれ75cm以上及び120cm以上の開口部。）及び当該居室と廊下との間の戸を開放すること。

- ウ 一時待避場所へ移動した際は、当該場所の煙層の降下やCO₂濃度が抑制できるよう、当該場所の開口部を外気に開放すること（当該一時待避場所に開口部が設けられている場合に限る。）。ただし、火災室の開口部が一時待避場所の開口部に近接している場合など当該開口部の開放により室内環境が悪化するときは、一旦開口部を閉鎖し、エを行った上で、再度開放すること。
- エ 一時待避場所の気密性を高めるため、当該場所へ移動が完了した後は、アルミテープ等により戸と廊下との間の隙間を塞ぐこと（別紙2参照）。
- オ 一時待避場所へ移動が完了した時など、可能なタイミングで消防機関に一時待避場所の位置を伝えること。

5 目標時間を超過した場合の防火管理体制の改善

設定した目標時間までに、一時待避場所までの避難が完了しなかった場合は、次により、防火管理体制を改善する。

- (1) 施設の構造等の状況、利用者等の状況等によって、火災発生時に必要となる対応事項が異なることから、避難させる室の優先順位、避難経路、介助方法その他の具体的な対応手順を再度検討した上で、次の訓練を実施する。
 - ア 部分訓練
各種設備等の使い方、自力避難困難な者の避難介助の方法等の部分的な対応について、個々の手順を習得する。
 - イ 全体訓練
火災発生から避難誘導、消防隊への情報提供までの一連の対応について、全体的な手順を習得する。
- (2) 検証訓練
(1)アの部分訓練又は(1)イの全体訓練を実施した後、本マニュアルに基づく訓練を実施し、一連の対応事項が適切に行われ、設定した目標時間内に避難が完了するか確認する。
- (3) (2)の検証訓練においても、設定した目標時間内に避難が完了しなかった場合は、火気の取り扱いや防炎性能の確保等の出火防止対策の徹底のほか、一時待避場所の位置の変更（追加）、感知器の取り替え（熱感知器を煙感知器に取り替え）、ソファ等の居室に置かれた可燃物の除去、遮煙のためのカーテン[※]等を廊下等に設置するなど、防火安全対策の実施について検討する。

※「遮煙のためのカーテン」は、次に掲げる性状を有するものとする（設

置例は別紙 3 を参照)。

- ア 消防法令に定められている防災性能を有するものであること。
- イ 温度 100 度で変形、溶解、損傷が生じることのない材質であること。
- ウ カーテン等の上部及び側部の気密や固定が確保されていること。
- エ 普段の廊下の通行等の支障にならないように適切に収納されるとともに、火災時に速やかに展開できるものであること。
- オ 一時待避場所側から廊下側を視認できるよう、透明な材質で作製されることが望ましいこと。

6 訓練の実施及び検証の実施期間

訓練の成果が定着するよう、本マニュアルによる訓練の実施及び検証は、定期的に行う。

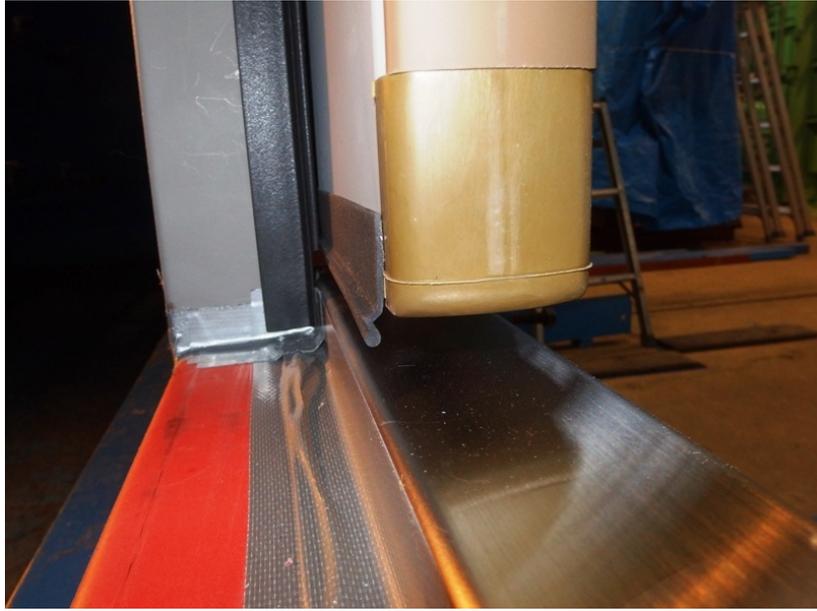
吊り引き戸の隙間へゴムの設置例



使用した気密ゴム
(材質 気密ゴム：ピンチブロック #38-PS)

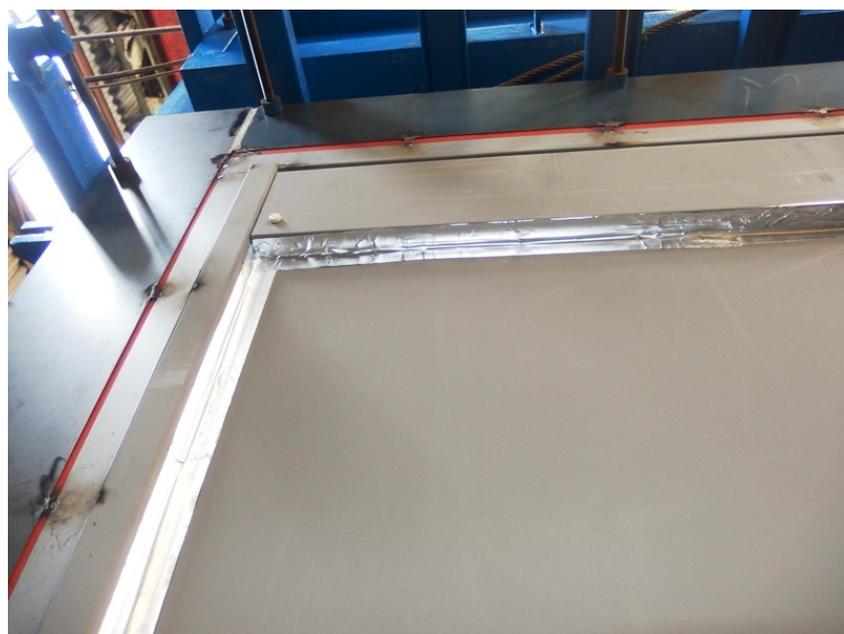


上枠及び召合せに設置した気密ゴム



戸下部に設置した気密ゴム

吊り引き戸の隙間へのアルミテープの貼付例



縦枠, 上枠と戸の間にアルミテープ処理
(材質 艶消しアルミテープ)



下枠と戸の間にアルミテープ処理



召合せにアルミテープ処理

廊下と居室との間への遮煙のためのカーテンの設置例



(材質 カーテンレール：アルミ、カーテン：クリスタルターボ)

有床診療所等における火災時の対応指針

1 指針の目的

本指針は、平成 25 年に発生した福岡市有床診療所火災において、犠牲者の多くが自力避難の困難な高齢者であったことや、職員等による消火器等を使用した初期消火や入所者の避難誘導が十分に行われなかったこと、また当該診療所から消防機関への通報が火災発生直後になされなかったこと等が被害拡大の要因として推測されることを踏まえ、有床診療所、病院及び助産所に勤務する職員等が 1 名の場合に躊躇することなく火災に対応できるよう、最低限の火災時の行動パターンを示し、施設の利用実態に応じた避難対策を事前に講ずることにより、火災被害の抑制に資するものである。

2 対象

本指針は、有床診療所、病院及び助産所（防火対象物の全部又は一部を消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一（6）項イ（診療所にあつては有床診療所に限る。）の用途に供するものをいう。以下「有床診療所等」という。）に供するもののうち、夜間等において勤務する職員が 1 名になる可能性のあるものを対象とする。

3 本指針の基本的な考え方

- (1) これまで示されているマニュアル（「社会福祉施設及び病院における夜間の防火管理体制指導マニュアルについて」（平成元年3月31日付け消防予第36号）及び「小規模社会福祉施設における避難誘導體制の確保について」（平成21年10月27日付け全消発第338号））の対象外であった小規模な有床診療所等を対象としたこと。
- (2) 職員等が 1 名の場合に躊躇することなく火災に対応できるよう、最低限の行動パターンを提示したこと。
- (3) 本対象においては、消防機関への通報を早期に行うことによる避難誘導に係る行動に重点をおいたこと。

4 事前検討

施設の構造や設置された各種設備等の設置状況、入所者等（有床診療所等の利用者をいう。以下同じ。）の状況等によって、火災発生時に必要となる対応行動は異なるものになることから、事業者は、避難経路の選択、避難介助の方法等について事前検討を行い、あらかじめ、個々の施設の実態等に応じた対応行動を定めておくものとする。

5 火災発生時の対応（別添参照）

火災発生時に職員等がとるべき対応は、おおむね次のとおりとするが、個々の施設の実態に応じたものとなるよう配慮することが必要である。

(1) 火災の覚知

ア 自動火災報知設備が設置されている場合

自動火災報知設備が鳴動した場合は、受信機又は副受信機の火災表示灯が点灯した場所を警戒区域一覧図と照合し、発報場所を確認する。

イ 連動型住宅用火災警報器が設置されている場合

連動型住宅用火災警報器が鳴動した場合は、(2)の通報後、発報場所を確認する。

(2) 消防機関への通報

消防機関への通報は以下のとおり極力省力化を図るものとし、火災の事実がないことが確認できた場合や、他の職員又は協力者等が参集してきた場合等には火災通報装置における消防機関からの呼び返しに対応すること。

ア 火災通報装置が自動火災報知設備と連動している場合

自動通報のため対応はしない。消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として避難誘導を優先する。

なお、施設側においては、7に示す非火災報対策を実施するとともに、消防機関においては、連動による通報の場合の出動体制に配慮する。

イ 火災通報装置が自動火災報知設備と連動していない場合

火災通報装置を起動させる。消防機関からの呼び返しについては、その対応よりも原則として避難誘導を優先する。

ウ 火災通報装置が設置されていない場合

電話により消防機関へ通報する。通報内容は以下の例を参考に最小限の内容とする。

なお、通報時、施設の住所を忘れることが多いことから、固定電話や院内PHS等業務で使用する可能性のある電話の近くに施設の住所を記載しておくことが望ましい。

(通報例 ※下線部分は必須とする。)

通報者 119 番をする。

消 防 「はい、消防です。火事ですか、救急ですか。」

通報者 「火事です。」

消 防 「場所はどこですか。」

通報者 「〇〇区(市) 〇〇町〇丁目〇番〇号〇〇の〇〇(事業所名)で、〇〇施設です。
(施設の類型：(例) 有床診療所、認知症高齢者グループホーム) です。」

消 防 「その施設は何階建ですか。燃えているところは何階ですか。」

通報者 「〇階建の〇階が燃えています。」

消 防 「入所者は何名ですか。逃げ遅れた人はいませんか。」

通報者 「入所者は〇名です。逃げ遅れは今のところわかりません。」

消 防 「何が燃えているかわかりますか。」

通報者 「〇〇〇が燃えています。」

消 防 「近所に目標となる建物がありますか。」

通報者 「〇〇〇〇〇」

消防 「わかりました。すぐいきます。」

(3) 現場の確認

自動火災報知設備又は連動型住宅用火災警報器が発報した場所に、消火器を携行して駆けつけ、火災現場の状況を確認する。発報した部屋の戸を開け、火災を確認した場合は、「火事だー！」と2回叫ぶこととする。

火災の事実がなかったことが明らかな場合は、すぐに消防機関に通報する。

(4) 火災室からの避難

大声で付近の入所者等に火災である旨、避難すべき旨を知らせるとともに、まず火災室から入所者等を避難させる。

ただし、複数の入所者等がいる場合など、避難に時間を要する場合は、(5)初期消火を優先する。

ア 火災室の入所者等が自力避難困難な場合は、部屋の外まで一時的に退避させる。

イ 火災室の入所者等が自力避難可能な場合は、「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶ等の指示をし、自力で建物外まで避難させる。

(5) 初期消火

携行した消火器により初期消火を行う。

(6) 出入口の閉鎖

火災室からの退避若しくは避難及び初期消火終了後、直ちに火災室の出入口を閉鎖する。その際、近傍に排煙設備又は排煙上有効な窓等がある場合は、これを作動させ、又は開放しておく。

(7) 自力避難困難者の避難介助

ア 火災室から一時的に退避させた自力避難困難者を、建物外まで介助を行って避難させることを基本とするが、避難に時間を要する場合は、バルコニー等の一時的な避難場所（近傍に一時的な避難場所が無い場合は火災室以外の居室）へ水平的に避難させることとする（(8) ア①において同じ。）。

その際、近傍に排煙設備又は排煙上有効な窓等がある場合は、これを作動させ、又は開放しておく。また、当該室に面して一時的な避難場所となるバルコニー等が設置されている場合は、当該バルコニー等への出入口を解錠しておく。

イ 具体的な避難介助の方法は、職員等が腕で支えるほか、車椅子やストレッチャーを使用する、背負って避難させる、シーツ等を利用する、両腕を引っ張る、後ろ襟を引っ張る等があるが、自力避難困難者等の状況（運動能力の低下、視覚・聴覚の障害等種々の条件（薬の服用等による一時的なものを含む。））に応じた実効性のある方法で柔軟に避難介助を行うこととする。

なお、車椅子やストレッチャーを使用する場合は、バルコニー等において、車椅子等が渋滞し、避難の支障となること等がないよう、避難経路の幅や避難場所の広さ等の状況に応じ、避難が可能となる人数等の条件をあらかじめ検討しておくことが必要である。

ウ エレベータ等は原則として使用できないものとするが、階段昇降機は、施設
の状況等により使用することができるものとする。

(8) 火災室以外の入所者の避難誘導

ア 火災室以外の入所者等を避難させる。

その際、①又は②のいずれの入所者等も、それぞれの居室から地上又は一時的な避難場所に避難する際に、火災室を通過してはならないこととする。

① 火災室以外の自力避難困難者は、火災室の入所者等の避難誘導、初期消火の後、地上又は一時的な避難場所に介助を行って避難させる（避難介助の具体的方法は(7)に同じ。）。

② 火災室以外の自力避難が可能な者は、(4)から(8)までの行動の合間に職員等が「火事だ。〇〇〇へ避難してください。」と大声で叫ぶなど、施設及び入所者等の実態に応じた方法により避難を促し、自力で建物外に避難させる。

イ 避難の際に、火災室以外の居室等の戸や防火戸（設置されている場合に限る。）

は可能な限り閉鎖する。その際、近傍に排煙設備又は排煙上有効な窓等がある場合は、これを作動させ、又は開放しておく。

ウ 最後に入所者等の全員の避難を確認する。

(9) 近隣協力者等への連絡

近隣協力者等がいる場合、職員は可能なタイミングにおいて近隣協力者等に電話等により連絡するものとする（自動火災報知設備等と連動して近隣協力者等に連絡する装置を有している場合は、自動火災報知設備等の作動により自動的に連絡が行われることとする。）。

連絡を受けた近隣協力者等は、自宅等から施設に駆けつけ、他の職員等と協力して、避難誘導等の活動を行うこととする。

(10) 消防隊への情報提供

消防隊の活動が効率的に行われるよう、消防隊に対して情報提供を行うこと（出火場所・避難状況・危険物の有無など）。

6 職員への教育・訓練

(1) 小規模有床診療所等においては、夜間等の職員が少なく、また防火管理者が業務に従事している可能性も低いことから、全ての職員が一定の知識を持ち、火災時に適切に対応できるよう、採用時等の機会に定期的に教育を実施していくことが必要である。

そのため、施設で定めている「消防計画」に職員への定期的な教育の時期を記載しておくものとする。

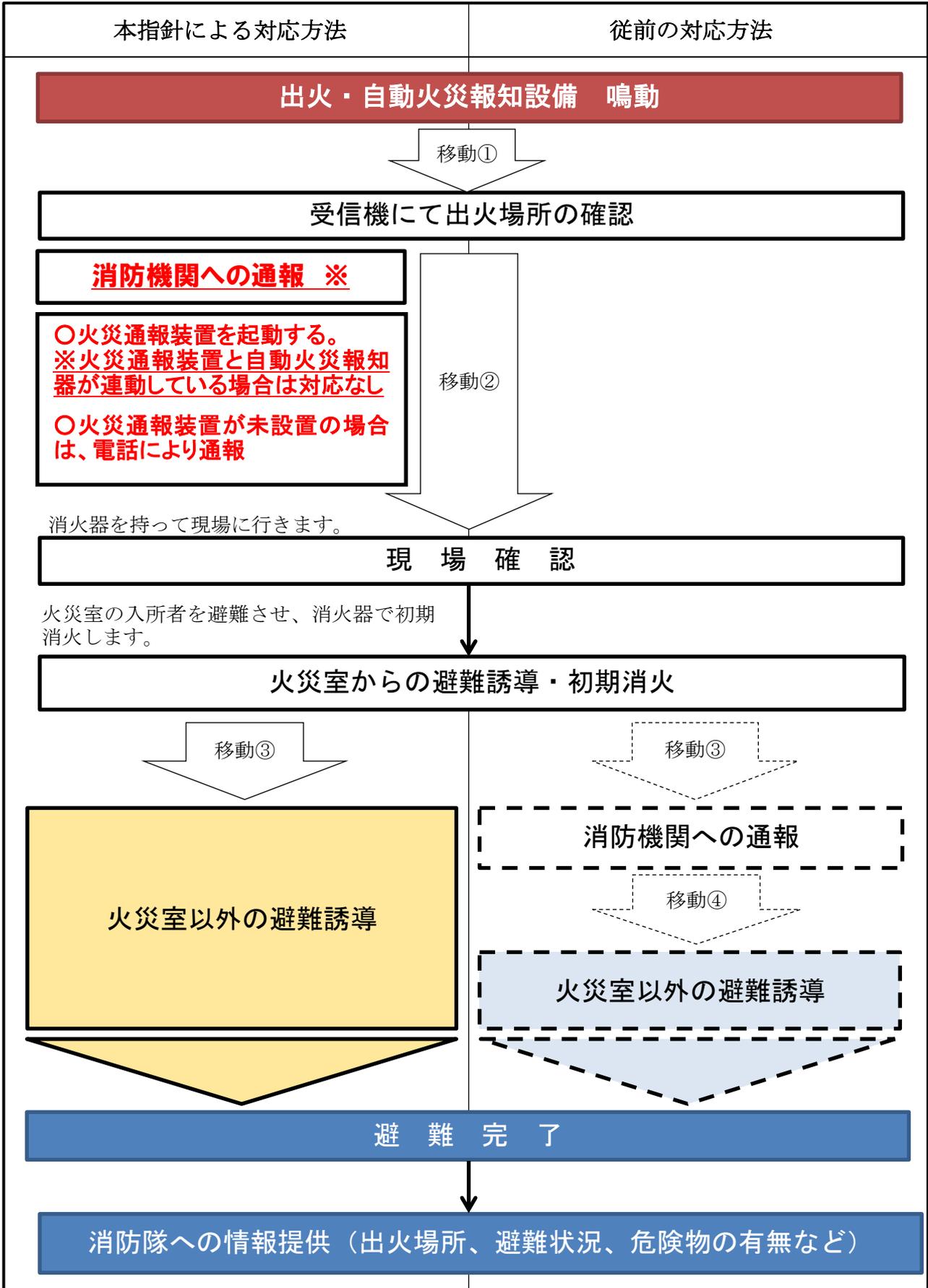
(2) 避難訓練等の機会を活用し、個々の施設の実態等に応じた夜間等の職員が少ない状況での対応行動を検証し、当該検証の結果を踏まえて必要な改善策の検討を行うことが必要である。

7 施設における非火災報対策

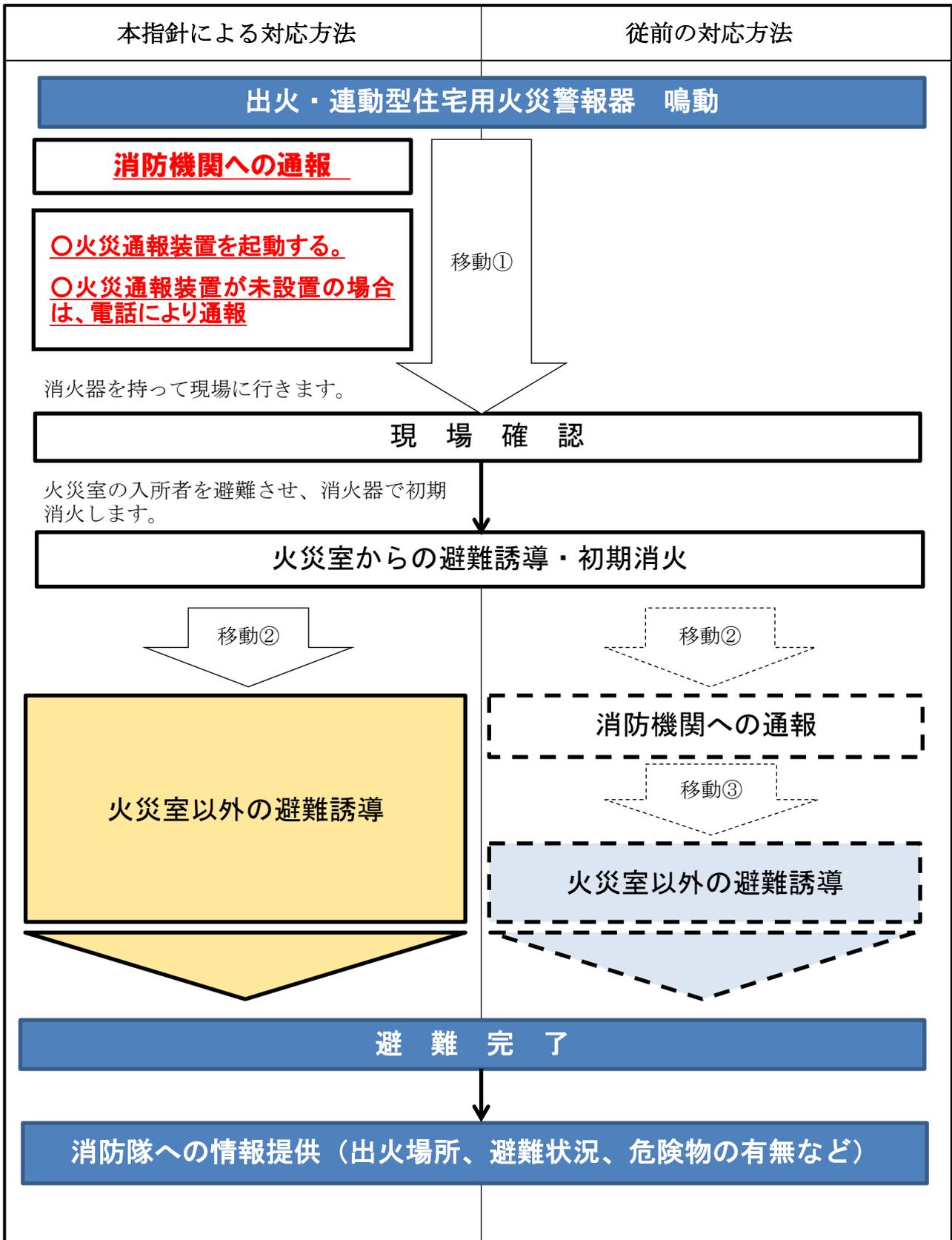
施設側における非火災報対策については、以下のとおりとする。

- (1) 誤操作による出動を防止するため、職員等に対して自動火災報知設備及び火災通報装置の取扱いについて習熟させておくこと。
- (2) 非火災報と判明したときは、直ちに消防機関にその旨を通報すること。
- (3) 自衛消防訓練を実施する場合は、連動停止スイッチ箱等を操作し、必ず非連動として、自動火災報知設備が作動したことを知らせるメッセージが送信できない状態にした後、実施すること。
- (4) 非火災報が発生した場合は、その原因を調査し、感知器の交換等、必要な非火災報防止対策を講じること。

小規模診療所における火災対応概要（自動火災報知設備が設置の場合）



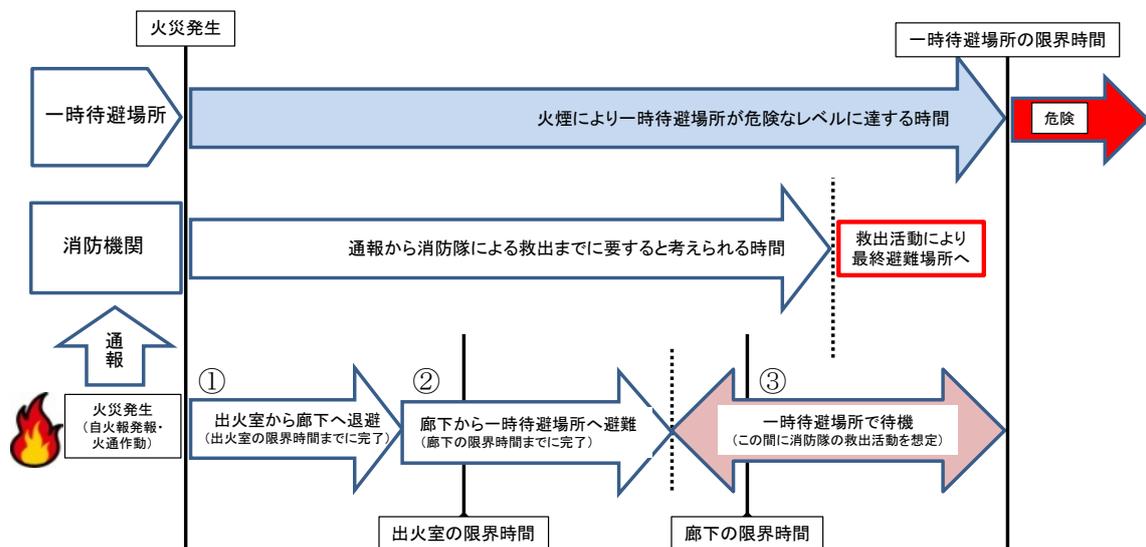
小規模診療所における火災対応概要（連動型住宅用火災警報器が設置の場合）



一時待避場所を活用した避難方法について

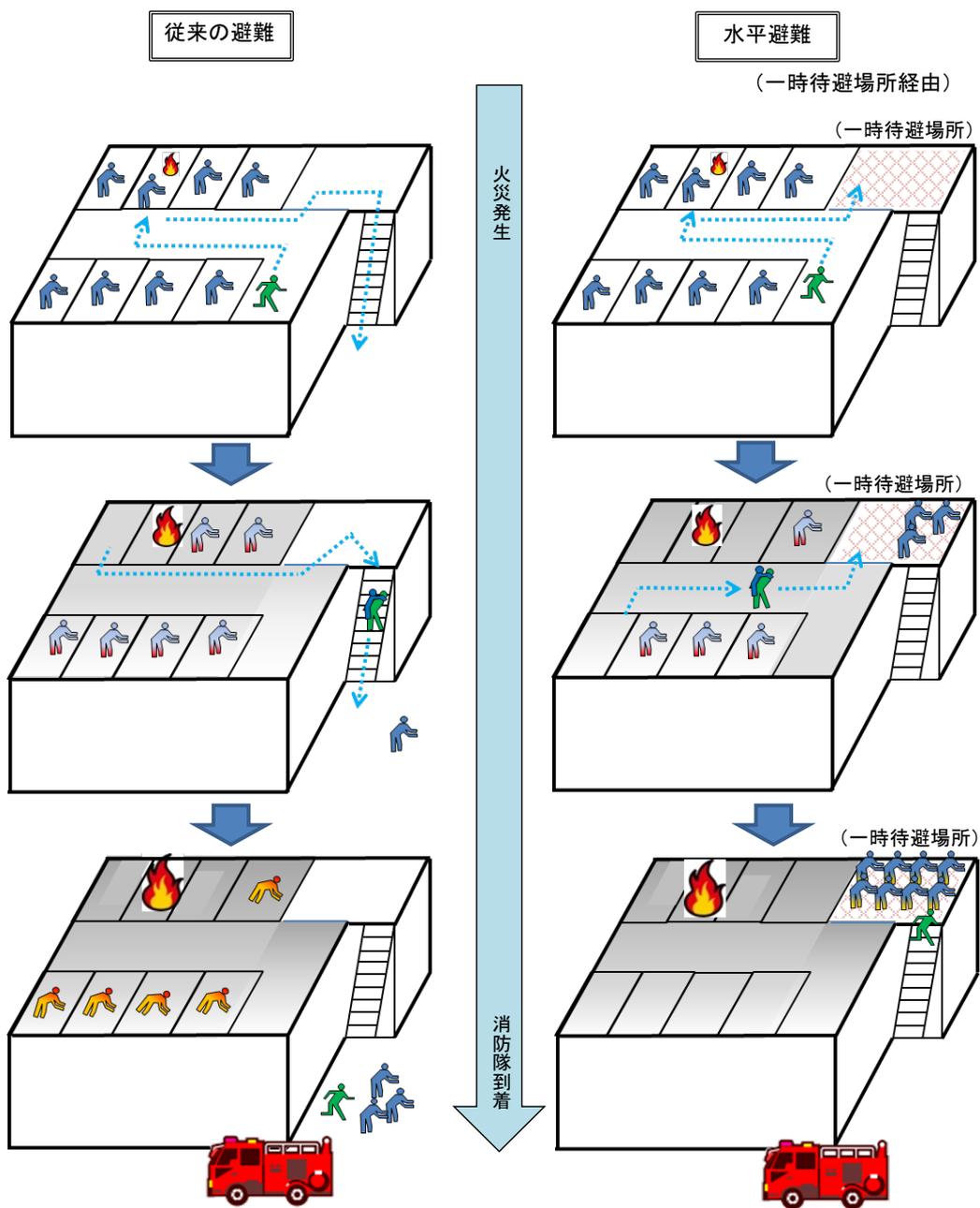
1 概要

- ① 火災室が危険な状況となる時間前に、火災室から退避する（退避後、火災室の戸を閉鎖する。）。
- ② 廊下が危険な状態となるまでに、廊下を通じ、一定の条件を満たす一時待避場所[※]へ水平的に避難する（待避中は、廊下と一時待避場所の間の戸は閉鎖し、消防隊が到着するまで待機する。）。
- ③ 一時待避場所が危険な状態となる時間までに、安全な場所へ避難する（一時待避場所から屋外の地上までの避難は消防隊による救出を想定。）。



【図 1】 一時待避場所を活用した避難方法
(限界時間との関係)

2 従来の避難方法との違い



【図2】従来の避難と一時待避場所への水平避難の比較